

報告第13号

平成30年度守谷市健全化判断比率の報告について

平成30年度守谷市健全化判断比率について、本市監査委員の審査を経たところ別紙審査意見書のとおりにつき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

令和元年 8 月 2 9 日 報 告

守 谷 市 長 松 丸 修 久

(単位 %)


実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.99)	— (17.99)	4.0 (25.0)	— (350.0)


備考

- 1 実質赤字額，連結実質赤字額がないため，それぞれの比率には「—」を記載した。また，将来負担比率については，将来負担額よりもそれらに充当できる財源が上回り，比率が算定されないため「—」を記載した。
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載した。

守監発第 8 号
令和元年8月16日

守谷市長 松丸修久様

守谷市監査委員 高瀬尚 則 

守谷市監査委員 川名敏 子 

平成30年度守谷市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、平成30年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

報告	頁数
13号	2

平成30年度守谷市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年7月29日から令和元年8月16日まで

3 審査の方法

財政健全化審査に当たっては，平成30年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が，適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	平成30年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	12.99%	黒字につき比率なし
②連結実質赤字比率	—	17.99%	黒字につき比率なし
③実質公債費比率	4.0%	25.0%	
④将来負担比率	—	350.0%	実質的な将来負担額なし

※「—」は該当なし

① 実質赤字比率

平成30年度の実質収支は黒字であるため，当該比率の値はない。

② 連結実質赤字比率

平成30年度の連結実質収支は黒字であるため，当該比率の値はない。

③ 実質公債費比率

平成30年度の実質公債費比率は4.0%となっており，早期健全化基準の25.0%を下回っており，良好な状態といえる。

④ 将来負担比率

平成30年度の将来負担比率は、実質的な将来負担額が発生しないため、当該比率の値はないので、良好な財政状態といえる。

5 是正改善を要する事項

特になし。